

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	高砂市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活保護制度を適正に運営するため、受給者の生活及び社会的・経済的状況の把握と指導・相談等の記録を保存している。 高砂市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①要保護者等からの相談・保護申請の受理 ②保護決定のための官公署等に対する必要資料の提供等の求め ③各種届出の受理・確認・審査 ④保護の要否判定 ⑤保護の開始・変更・停止・廃止の決定と通知 ⑥保護の実施 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 生活保護台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表23の項 ・内閣府総務省令 第5号 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 福祉部 生活福祉室 生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務課 情報公開担当 TEL 079－443－9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 福祉部 生活福祉室 生活福祉課 TEL 079－443－9023
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------	---

8. 人手を介在させる作業

〔 〕人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【令和5年12月18日デジタル庁 第1.1版】に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報（氏名、生年月日、性別、住所）または住所を含む3情報での照会を行うことを厳守、さらに個人番号を取り扱う主担当と副担当を設置しており、必ず複数人での確認及び係長・課長の最終確認を経ることとしている。生活保護業務においては当評価書 1 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務に記載している業務内で、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	--

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）【平成26年12月18日 令和6年5月一部改正 個人情報保護委員会】のD 人的安全管理措置 b 事務取扱担当者等の教育に基づき、特定個人情報を取り扱う職員については年に1度全庁的に実施されるEラーニング研修(特定個人情報に関する研修・サイバーセキュリティ研修)の受講を徹底している。また個人情報保護委員会が作成している行政実務担当者向け研修資料(適正な取扱い、漏洩防止、ヒヤリハット事案等)の課内での周知徹底を行っていることから、特定個人情報の教育・啓発については十分であると考えられる。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	9月1日施行の法改正によるもの
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】項番26	【情報照会】項番26、148	事前	新たに令和6年6月1日から情報照会可能となる予定のため
令和6年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	法改正に伴う軽微な修正
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第15号 内閣府総務省令第5号第15条	・番号法第9条第1項 別表23の項 ・内閣府総務省令第5号 第15条	事後	法改正に伴う軽微な修正
令和6年11月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 【情報照会】項番26、148	【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項	事後	法改正に伴う軽微な修正及び情報提供の項目追加
令和6年11月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点での計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点での計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月25日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【令和5年12月18日 デジタル庁 第1.1版】に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報(氏名、生年月日、性別、住所)または住所を含む3情報での照会を行うことを厳守、さらに個人番号を取り扱う主担当と副担当を設置しており、必ず複数人での確認及び係長・課長の最終確認を経ることとしている。生活保護業務においては当評価書 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に記載している業務内で、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	法改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	Ⅳリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	自己評価の基準が示されたことに伴う見直し
令和6年11月25日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先順位が高いと思われる対策 最も優先度が高いとされる施策		従業者に対する教育・啓発	事後	法改正に伴う項目追加
令和6年11月25日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先順位が高いと思われる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である 【判断の根拠】 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）【平成26年12月18日 令和6年5月一部改正 個人情報保護委員会】 のD 人的安全管理措置 b 事務取扱担当者等の教育に基づき、特定個人情報を取り扱う職員については年に1度全庁的に実施されるEラーニング研修（特定個人情報に関する研修・サイバーセキュリティ研修）の受講を徹底している。 また個人情報保護委員会が作成している行政実務担当者向け研修資料（適正な取扱い、漏洩防止、ヒヤリハット事案等）の課内での周知徹底を行っていることから、特定個人情報の教育・啓発については十分であると考えられる。	事後	法改正に伴う項目追加